平成２３年（フ）第５２号
宮崎県都城市都北町5494番地１
債務者　大工志津子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字五ケ所1421番地７
債務者　佐藤　秀行
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４７号
宮崎県延岡市川島町2932番地ロ
債務者　内田　文恵
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７１６号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目35番15号ファミール森園２―303号
債務者　畠中　文敏
１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８６３号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目15番63号
債務者　新堀　悦子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目44番23号
債務者　中間　和江
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６６号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯４丁目18番20号
債務者　宮元　和美
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市小野２丁目１番22号ニューハイム迫田302号
債務者　柳　美千代
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿児島市喜入町7260番地６仮屋崎貸家Ａ棟
債務者　別府　裕子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
鹿児島県鹿児島市川上町2029番地１レオパレス吉野町201号
債務者　渡辺　一博
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿児島市松原町14番25号大問口ビル302号
債務者　末永　康範
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地９―503号
債務者　川畑りさ子（旧姓福島）
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３６号
鹿児島県曽於市財部町下財部2322番地７
債務者　橋口　貴子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
鹿児島県指宿市岩本452番地
債務者　今田　幸雄
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１１号
鹿児島県指宿市十二町488番地３サンシャインハイツ池水Ａ206
債務者　勝倉　亮介
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１２号
鹿児島県南さつま市笠沙町片浦6425番地
債務者　**廼**　ヨシ子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１３号
鹿児島県指宿市十二町6720番地４
債務者　池水　政子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第９号
北海道岩内郡岩内町字御崎13番地の23
債務者　岩崎千賀子（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所岩内支部